

後発医薬品と一般名処方について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安全提供に向けた取り組みを実施していますが、**現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いており、治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しています。**

状況によって、患者さんに投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配事がありましたら、主治医までご相談ください。

また、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした**一般名処方**を行う場合があります。

◎後発医薬品(ジェネリック薬品)とは

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に製造・販売される「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効き目がある」と認められた医薬品のこと。

◎一般名処方とは

一般的な名称により処方箋を発行することです。お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載します。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

令和6年10月以降に長期収載品(以下、先発医薬品)を希望し、「**医療上の先発薬品での処置が必要**」と認められない場合は、先発医薬品と後発医薬品の**差額の一部を『選定療養費(保険外費用)』として患者さんにご負担いただくことになりました。**先発医薬品を希望される場合は、その旨ご了承ください。

皆様のご理解とご協力の程よろしく申し上げます。



公益社団法人 北部地区医師会
北部地区医師会病院